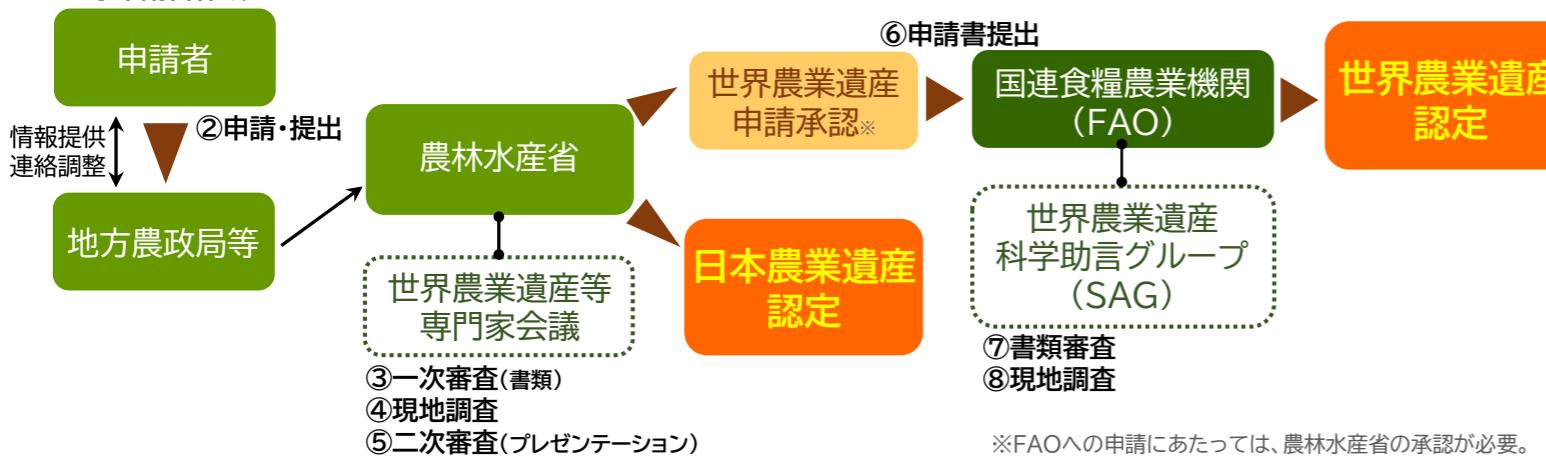


# 審査の流れ

募集期間中に申請書類を地方農政局等へ提出してください。

(農林水産省HPに、認定地域の申請書や概要書が掲載されているので参考にしてください。)

## ①申請書作成



## 申請地域の特徴を評価する認定基準

世界的な(我が国における)重要性に加え、世界農業遺産は1~5、日本農業遺産は1~8の、すべての認定基準を満たす必要があります。

1. 食料及び生計の保障	2. 農業生物多様性	3. 地域の伝統的な知識システム	4. 文化、価値観及び社会組織
申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。	申請する農林水産業システムは、食料及び農業(林業、水産業を含む)にとって世界(我が国)において重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。	地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。	申請する農林水産業システムには、地域を特徴付ける文化的アイデンティティ、風土、資源管理や食料生産に関連した社会組織が存在すること。
5. ランドスケープ及びシースケープの特徴	6. 変化に対する強靭性	7. 多様な主体の参画	8. 6次産業化の推進
長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。	農林水産業システムを保全し確実に継承していくため、災害等に対する高いレジリエンス(強靭性)を保持していること。	地域住民のみならず多様な主体の参画による新たな仕組みにより農林水産業システムを継承していること。	地域ぐるみの6次産業化等の推進により、地域を活性化させ、農林水産業システムの保全を図っていること。

## 認定後のモニタリング

認定地域は、申請時に策定した保全計画を基に5年間の活動を行い、保全計画は5年ごとに見直しを行います。見直し前(計画最終年度又はその前年度)には、世界農業遺産等専門家会議による活動状況等の評価(モニタリング)を行い、その評価も参考に次の5年間の保全計画を策定します。

「詳しく知りたい!」「申請したい!」などお気軽に御相談ください

国土交通省 北海道開発局	農業水産部農業振興課	011-700-6768	北海道
東北農政局	農村振興部農村環境課	022-221-6256	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東農政局	農村振興部農村環境課	048-740-0515	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡
北陸農政局	農村振興部農村環境課	076-232-4533	新潟・富山・石川・福井
東海農政局	農村振興部農村環境課	052-223-4631	岐阜・愛知・三重
近畿農政局	農村振興部農村環境課	075-414-9052	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国四国農政局	農村振興部農村環境課	086-224-9417	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州農政局	農村振興部農村環境課	096-300-6439	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	098-866-1652	沖縄

農林水産省は、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を希望する地域を募集します。

**募集期間 令和8年1月20日(火)～6月17日(水)**

### 農業遺産とは

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度です。

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を農林水産大臣が認定する制度です。

### 01 応募対象

伝統的な農林水産業システム(おおむね100年以上の歴史がありかつ現在も営まれている)を有する、旧市町村以上の広がりのある地域

### 02 申請者

対象地域内の市町村及び農林漁業者の組織する団体が含まれている協議会等

### 03 申請地域に必要な要素

- 世界的な(我が国における)重要性を有していること
- 以下の認定基準を満たしていること
- ①食料及び生計の保障
- ②農業生物多様性
- ③地域の伝統的な知識システム
- ④文化、価値観及び社会組織
- ⑤ランドスケープ及びシースケープの特徴
- ⑥変化に対する強靭性※
- ⑦多様な主体の参画※
- ⑧6次産業化の推進※

※日本農業遺産のみ

### 04 公募説明会を開催します

対象者: 主に申請を希望する地域の担当者  
日 時: 令和8年2月13日(金)14時～16時  
場 所: オンライン開催(Microsoft Teams)

参加希望の方は、2月9日(月)までに以下の申込フォームからお申し込みください。

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/housin/kantai/giahs\\_setumei.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/housin/kantai/giahs_setumei.html)

なお、説明会への参加の有無に関わらず、申請することができます。

募集に関する詳細は、農林水産省Webサイトをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

農業遺産



# 認定までの流れ

## 宝に気づき、掘り起こす

私達の地元にも、100年以上続く、ここにしかない農林水産業がある。農業遺産の認定を取りたい！

- ◆地域を良く知る、地元民に聞いてみる  
例えは…
  - ・伝統的に取り組まれている農林水産業の技術
  - ・伝統的に生産されている品目(在来種等)
  - ・特徴的な地形を利用した伝統的な農林水産業
  - ・伝統的な文化と関係が深い農林水産業
- ◆地方自治体や地方農政局等へご相談を！

和歌山県みなべ・田辺地域の例»



江戸時代から梅と炭を作ってるんだ



農業遺産って何？



梅と炭の繋がりは？  
いきもので繋がるのでは？

## 調べてみる

独自性があり、核となる伝統的な農林水産業は何だろう？農業遺産ってそもそも何？農業遺産としての物語を磨き上げる。

- ◆農業遺産的な価値を有する地域の特徴を収集・整理する
  - ・地域内での勉強会や意見交換
  - ・歴史や技術を裏付ける調査、データの収集

## 協議会をつくる

申請には、多くの人の合意が必要になる。参加希望者やアドバイザーを招集して協議会を設立。

- ◆申請に向けた組織体制を整備する
  - ・設立趣旨を説明し、参加者募集
  - ・協議会、準備会等の設置
  - ・研究機関等への参画依頼
  - ・認定後の取組内容を検討
  - ・各種取組の予算を検討

## 申請書を作る

内容を裏付けるデータはそろった。申請書と必要書類を準備する。

- ・申請書や保全計画の作成
- ・学術機関等へ意見書を依頼
- ・都道府県の意見書を依頼

## 農林水産省

- ①書類審査
- ②現地調査
- ③プレゼン審査
- ④書類審査
- ⑤現地調査

認定

## 申請



申請しよう！



世界農業遺産に認定する価値がある！



申請から認定までのプロセスはFAOのYouTubeにて公開

## 認定を通じて生まれた新たな取組

**教育** 宮崎県高千穂郷・椎葉山地域  
地域内の中学生が、地元の農林業や伝統文化、自然景観等のすばらしさを研究。課題・解決策を考え、発表する「世界農業遺産中学生サミット」を開催。



**ブランド力** 兵庫県丹波篠山地域  
日本農業遺産の認定を契機に、黒大豆やチラシ等に使用できるロゴマークを作成。黒大豆の栽培促進や広報活動に積極的に活用。

**八木 信行**

世界農業遺産等専門家会議 委員長

世界農業遺産・日本農業遺産は、「生きている遺産」として農林水産業が守ってきた伝統的な知恵と仕組みを現代に生かし、持続可能な地域づくりにつなげるための認定制度です。認定を受けて、農林水産品の認知度向上、地域関係者の連携強化、海外との提携などを一緒に目指しましょう。



**福田 翔太**

世界農業遺産/日本農業遺産 宮城県大崎地域 上伊場野里芋生産者 FKDFarm代表

伝統的な水管理を行う「大崎耕土」が世界農業遺産になりました。鳴瀬川がもたらした肥沃な土壌のごく一部で栽培されていた伝統野菜、「上伊場野里芋」が世界農業遺産認定後、各方面のメディアに取り上げられ、全国から注目が集まりました。世界農業遺産の認定は、代々受け継がれてきた伝統野菜を後世につなぐために必要なブランドとなっています。

**観光** 島根県奥出雲地域  
日本農業遺産認定を契機に農泊を開始。観光協会と連携し、農村文化を楽しむメニューを増やし、米づくり、そば打ちなど宿泊・体験の滞在型観光を推進。



**情報発信** 九州農業遺産地域  
九州地方で農業遺産に認定された地域が共同し、「九州農業遺産フェア」を開催。複数地域の共同により、効果的な広報の展開及び認定地域間の交流の活性化に寄与。



**世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会**

世界農業遺産 岐阜県長良川上中流域

長良川上中流域は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に深く関わり連環する「長良川システム」が評価され、「清流長良川の鮎」として、世界農業遺産に認定されました。認定以降、県や長良川流域4市(岐阜、関、美濃、郡上)、関係団体で協議会を設立し、関係者が一丸となって「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に向けた取組みを推進してきました。今後も、世界農業遺産の価値を活用し、経済的価値の創出に取り組んでいきます。

**国際交流** 埼玉県武蔵野地域  
世界農業遺産認定を契機に、韓国の世界農業遺産地域のハドン郡と交流を開始し、伝統農法を担う農業者同士の交流や中学生によるホームステイを実施。



**イベント** 新潟県中越地域  
日本農業遺産に認定された「棚田・棚池」を幻想的に彩るライトアップイベント「やまあかり」を開催し、地域の特徴的な景観を観光資源として積極的に活用。